

## 米国トランプ政権の人権問題への向き合い方

### ◆米国の人権侵害に関する年次報告書は分量が大幅縮小

2025年8月、米国国務省は、世界各国の人権侵害の有無などの状況をまとめた年次報告書「2024 Country Reports on Human Rights Practices」を発表した。

内容をみると、中国については、新疆ウイグル自治区の少数民族に対する強制労働、国内各地への強制移送などを問題視しているほか、表現の自由の侵害や反体制的な意見者の不当な逮捕などを指摘し、国別で最大のページ数が割かれている。日本については、総括として「重大な人権侵害はなかった」としながらも、大川原化工機に対する輸出管理違反容疑の冤罪事件、難民認定の少なさなどが懸念事項として指摘されている。

トランプ大統領は、2月に国連の人権理事会からの脱退を指示する大統領令を発するなど人権に対する関心は低い。今回の報告書も、前年版に比べて分量が半分以下になっている。特にイスラエルのパレスチナ自治区ガザ地区への人権侵害に関する記載が大幅に縮小されており、親イスラエルの姿勢をとるトランプ大統領の政治的意向が色濃く反映されたものと想定される。

### ◆ウイグル強制労働防止法の執行は継続のうえ、重点分野は拡大

米国では、バイデン政権時代の22年6月に「ウイグル強制労働防止法」が施行され、ウイグル地区で生産された製品を輸入禁止とした。また、強制労働への関与の疑いがある中国企業を指定し、生産地に関わらずその企業の製品の輸入を禁止とした。米国政府は、特にリスクが高く重点的に調査・執行する産業分野として、アパレル、綿製品など7分野を指定していたが、25年8月、米国政府はこれに鉄鋼、銅、リチウム、苛性ソーダ、ナツメの5分野を追加したと発表した。

ウイグル強制労働防止法については、人権への関心が低いトランプ政権での動向が注目されていたが、執行は継続しているうえに、今回、重点分野が拡大された。追加された鉄鋼や銅は、米国の品目別追加関税の対象と重複しており、米国の国内産業保護や対中政策の手段の一つとして、人権問題を利用しようとするトランプ政権の姿勢が窺える。

【今村弘史】